

◆水俣病に関する手帳一覧表◆

手帳名称		医療手帳	水俣病被害者手帳 (療養手当あり)	水俣病被害者手帳 (療養手当なし)	水俣病認定申請者 医療手帳(新潟県)	水俣病認定申請者 医療手帳(新潟市)	【参考】 新潟水俣病患者受診証 ((株)レゾナック・ホールディングス (旧・昭和電工(株)))		
手帳の色		ねずみ色	白		あさぎ色	黄緑	水色		
公費負担者番号	医療	5 1 1 5 3 0 1 3	5 1 1 5 3 0 1 3	5 1 1 5 3 0 2 1	5 1 1 5 3 0 3 9	5 1 1 5 3 0 4 7	-		
	介護	8 8 1 5 3 0 1 0	8 8 1 5 3 0 1 0	8 8 1 5 3 0 2 8	8 8 1 5 3 0 3 6	8 8 1 5 3 0 4 4	-		
交付対象者		平成7年政治解決時の交付者 【受付終了】	特措法に基づく給付の申請による交付者 【受付終了】		公健法に基づく新潟県への 認定申請者	公健法に基づく新潟市への 認定申請者	公健法に基づく水俣病認定患者((株) レゾナック・ホールディングス(旧・昭和 電工(株))との補償協定を締結した者)		
有効期限		交付年月日から手帳返還まで	効力開始日から手帳返還まで		認定申請から認定・棄却の処分のあるときまで		発行年月日から		
給付内容	療養手当	[入院] 24,900円/月 [通院] 22,600円/月(70歳以上) 18,600円/月(70歳未満)	[入院] 19,200円/月 [通院] 17,400円/月(70歳以上) 14,400円/月(70歳未満)						
	保険適用	医療費	自己負担分全額 ※歯科治療、交通事故など、水俣病にもみられる症状に明らかに関係のない療養は除く						
		医療系介護サービス費	医療系介護サービスの自己負担分全額 ※介護保険サービスに伴う食費・居住費は除く						
		柔道整復術 (接骨院・整骨院)	自己負担分全額						
		はり・きゅう施術費	自己負担分全額						
		マッサージ	自己負担分全額						
	保険適用外	マッサージ				○はり又はきゅうのみ 1回 1,000円まで ○はり・きゅう併用 1回 1,500円まで ○マッサージ 1回 600円まで ※はり・きゅう合わせて月5回、マッサージ月5回まで支給 (本人が窓口で一旦自己負担し、施設から証明を受けた後、 県(新潟市交付の場合は新潟市)に費用の支給申請をします)			
		はり・きゅう施術費	○はり・きゅう施術費、温泉療養費を合わせて、月7,500円まで支給						
		温泉療養費	(本人が窓口で一旦自己負担し、施設から証明を受けた後、県に費用の支給申請をします)						
	公的介護保険サービス 利用料の一部給付 【(株)レゾナック・ホールディングス の独自制度】		[公的介護保険サービスを利用して、利用者負担額を支払った場合] ○要介護認定者 一律5,000円/月 ○要支援認定者 一律1,500円/月 ※本人が(株)レゾナック・ホールディングスに直接請求し、 年2回(5月、11月)にまとめて支払われます ※内容の詳細は(株)レゾナック・ホールディングスにお問い合わせください						
医療費・介護サービスの請求方法		本人は医療機関等の窓口で健康保険・介護保険の保険証と共にこれらの手帳を提示することにより、窓口負担は不要 医療機関等は「公費併用」として、レセプトに公費負担番号を記入して審査支払機関へ請求 ※医療手帳・水俣病被害者手帳(療養手当あり)の所持者に対し、県はこの請求データを基に療養手当を支給(本人の請求は不要)							
事業主体		新潟県			新潟市		(株)レゾナック・ホールディングス		
問合せ先電話番号		025-280-5207 (県生活衛生課)			025-212-8016 (新潟市保健衛生総務課)		0250-47-7347 (株)レゾナック・ホールディングス 新潟オフィス		